

令和4年度（2022年度）第8回熊本県情報公開・個人情報保護審議会

日 時：令和4年（2022年）8月31日（水）10:00～
場 所：県庁 行政棟本館5階 審議会室

次 第

1 開 会

2 議 事

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度に係る対応について

(1) 前回議事録の確定

資料1

(2) 熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）骨子（案）
における各論点について

資料2

資料3

(3) 答申案について

資料4

3 閉 会

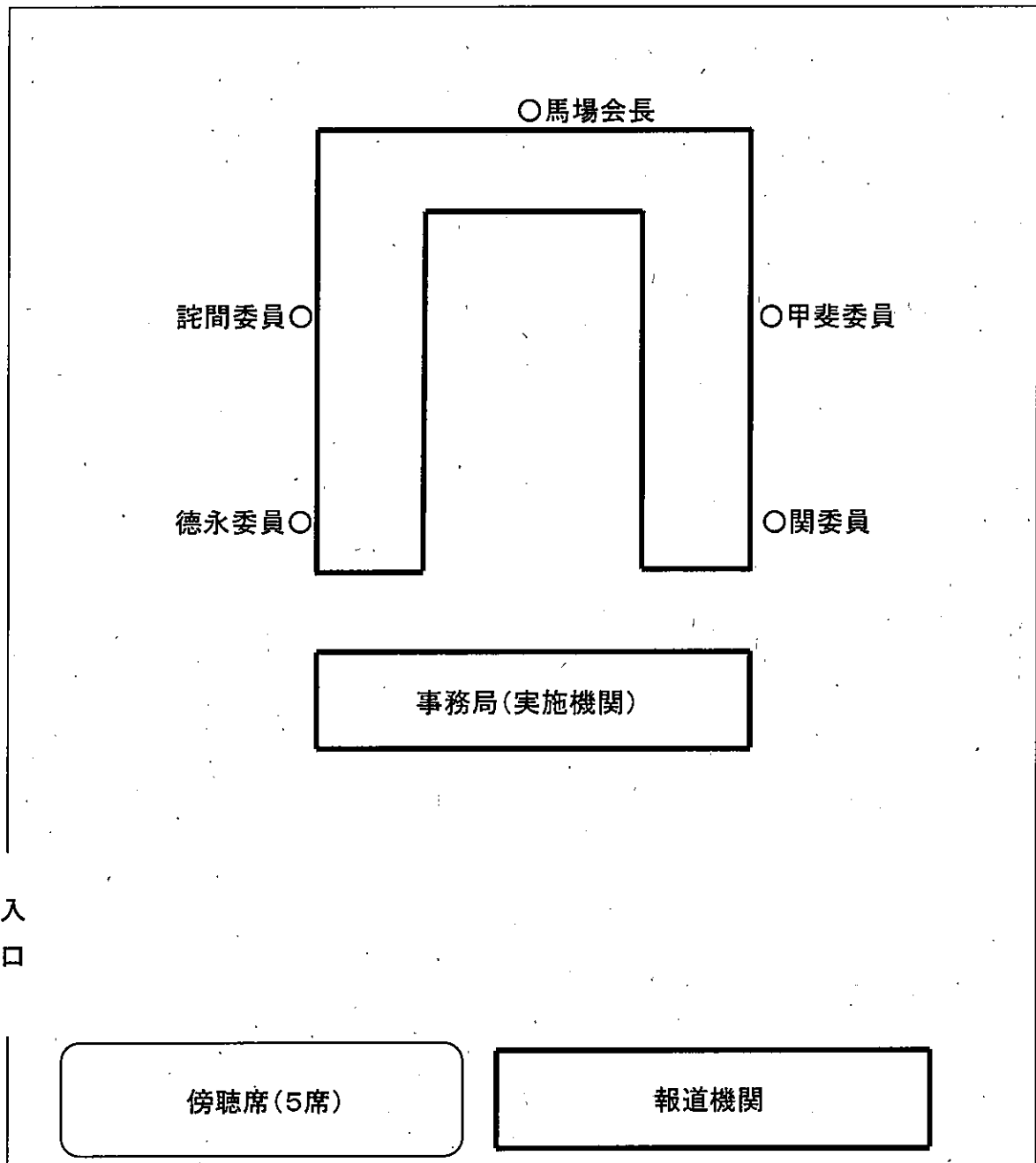
第8回 熊本県情報公開・個人情報保護審議会

配 席 図

日時：令和4年(2022年)8月31日(水)

午前10時00分～

場所：県庁行政棟本館5階 審議会室



熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）骨子（案）

1 趣旨

- ・この条例は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語

- ・この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令で使用する用語の例による。

3 内容

(1) 条例要配慮個人情報

- ・規定しない。

(2) 個人情報登録対象事務登録簿の作成・公表

- ・規定しない。

※個人情報ファイル簿（1,000人未満含む）を作成・公表する。

(3) 保有個人情報開示請求に係る独自の不開示（開示）情報

- ・情報公開条例第7条第2号ウに掲げる情報のうち職務遂行情報に係る公務員の氏名を、開示情報として定める。

(4) 保有個人情報開示請求に係る手数料等の規定

- ・開示請求手数料を無料とすることを定める。
- ・写しの交付を受ける者は、写しの作成に要する費用（実費）を負担しなければならないことを定める。

(5) 保有個人情報開示請求の手續（決定期間等）に係る規定

- ・保有個人情報の開示請求に係る決定等の期限を15日以内と定める。
- ・事務処理情報の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることを定める。
- ・開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合の特例を定める。
- ・開示請求書には、法に規定される事項のほか、県の機関等が定める事項を記載することを定める。

(6) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の規定

- ・個人情報保護法施行令で定める標準額を、本県における手数料額として定める。

※手数料の額については、本条例ではなく、熊本県手数料条例に定めることを想定。

(7) 審議会への諮問に係る規定

- ・ 審議会への諮問を可能とする具体的事項（特に必要であると認める場合）として、
①法施行条例の改正及び②運用ルールの細則の設定を規定する。

(8) 答申の尊重義務

- ・ 審査請求に係る諮問に対する答申の尊重義務を定める。

4 附則

- ・ この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- ・ 熊本県個人情報保護条例は、廃止する。
- ・ その他所要の経過措置を定める。

●地方公共団体における条例の改廃

令和3年改正法の施行後は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報の取扱いについても基本的には法に基づく全国的な共通ルールにより規律されることになるため、（基本的には法の規定が直接地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に適用されることになるため）既存の個人情報保護条例の規定の大部分は削除されることとなると考えられる。

ただし、手続規則や地域の特性に応じて特に必要な場合の独自の保護措置については、法の趣旨・目的に照らし、引き続き条例で定めることが可能な場合もあると考えられる。条例で定められるものとして許容されるもの（許容されないもの）は、以下のとおりとされている。

【条例に規定されることが想定されるもの】

- ・本人開示等請求における手数料（法第89条第2項）
- ・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

【条例に規定が置かれることが許容されるもの】

- ・「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）
- ・個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）
- ・開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）
- ・開示請求等の手続（法第107条第2項、第108条）
- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

【条例に規定が置かれることが許容されないもの】

- ・個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- ・令和3年改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ・個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定
- ・オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- ・目的外利用・提供を行う場合に典型的に審議会等の諮問を要する旨の規定
- ・開示請求等の手続について令和3年改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ・個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）骨子及び関係条例 主な論点（ポイント）

1 論点一覧

No	項 目	法施行条例骨子	頁数
1	保有個人情報の管理に係る帳簿の作成及び公表について	3 (2)	2頁
2	保有個人情報開示請求に係る費用負担について	3 (4)	4頁
3	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について	3 (6)	6頁
4	個人情報の取扱いに係る審議会への諮問について	3 (7)	8頁

No	項 目	関係条例	頁数
5	熊本県情報公開・個人情報保護審議会の役割について	熊本県情報公開・ 個人情報保護審議会条例	11頁
6	行政機関等匿名加工情報等の開示請求制度における取扱いについて	熊本県情報公開条例	12頁

【凡例】

- 「法施行条例」 … 熊本県個人情報保護法施行条例（仮称）
- 「改正法」 … 個人情報保護法
- 「法施行令」 … 個人情報保護法施行令
- 「現行条例」 … 熊本県個人情報保護条例
- 「事務対応ガイド」 … 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
- 「Q & A」 … 個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）
- 「意見に対する考え方」 … 全国説明会を踏まえて各地方公共団体からいただいた御意見等に対する考え方（令和4年6月送付）

2 各論点の個票

<p>No. 1</p>	<p>保有個人情報管理に係る帳簿の作成及び公表について</p>
<p>現行条例の規定 ・第6条</p>	<p>● 個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により、特定の個人を検索し得る状態で個人情報記録されている行政文書を使用するものについて、帳簿（「<u>個人情報登録対象事務登録簿</u>」）を作成し、一般の閲覧に供しなければならぬ。 ※<u>個人情報の対象人数にかかわらず作成が必要。</u></p>
<p>改正法の規定 ・第75条</p>	<p>● 特定の個人を検索できるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物（個人情報ファイル）のうち、法令の要件（<u>個人情報の対象人数が1,000人以上等</u>）を満たすものについて、帳簿（「<u>個人情報ファイル簿</u>」）を作成し、公表しなければならぬ。 ● 条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。</p>
<p>論点</p>	<p>● 「個人情報登録対象事務登録簿」（現行条例で作成・公表中）を引き続き作成し、公表するか。 ● 1,000人未満の「個人情報ファイル簿」（改正法で作成・公表の対象外）を作成し、公表するか。 ※帳簿作成・公表の目的は、①個人情報の取扱いについて県民への透明性を確保するため、②<u>県における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立てるため</u>、③県民が自己情報を検索する際の利用の便に資するため。</p>
<p>検討の方向性 (法施行条例骨子)</p>	<p>● 「個人情報登録対象事務登録簿」は、<u>作成・公表しない</u>。（法施行条例に規定は設けない。） 【理由】 ・ 目的や内容が重複する「個人情報ファイル簿」に統合するため。 ・ 同じ目的・内容の帳簿を二重に作成する意義が乏しく、また、県民にとっても理解しにくいため。 ● 1,000人未満の「個人情報ファイル簿」の<u>簡略版を作成し、公表する</u>。（法施行条例に規定は設けない。） 【理由】 ・ 1,000人未満の個人情報ファイル簿であっても、業務担当者の人事異動時に利用等のルールを確実に引き継ぐとともに、対象人数が1,000人に到達したら法に基づき直ちに「個人情報ファイル簿」を公表する必要があることから、1,000人未満の「個人情報ファイル簿」を作成及び公表しておく意義があるため。</p>

<Q & A> (関係箇所の要旨)

Q 4-2-1

本人の数が政令で定める数 (1,000人) 未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイルを作成することは可能か。

A 4-2-1

本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイルの作成・公表義務の対象外とされていますが、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの作成・公表を行うことは妨げられません。

<総務省HPよりよくある質問とその回答> (関係箇所の要旨)

Q 6-6

個人情報ファイル簿とはどのようなものですか。また、個人情報ファイル簿を作成・公表することとした趣旨は何ですか。

A

個人情報には、紙文書の中やワープロソフトで作成したデータに散在的に記録されているもの (散在情報) だけでなく、データベースとして体系的に整理され、保管・利用されている「個人情報ファイル」もあります。

個人情報ファイルは、行政運営を効率的に行う上で欠くことができないものです。一方で、不適切に利用された場合や漏えいされた場合には、個人の権利利益の侵害の度合いも、散在情報に比べて大きいと考えられます。

このような個人情報ファイルの利用に伴う個人の権利利益の侵害の危険性にかんがみ、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性の確保を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に役立てるとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるよう、個人情報ファイルに関する“あらし”を記載した帳簿として、行政機関ごとに1つの「個人情報ファイル」を作成し、公表することとされています。

なお、記録されている本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルについて、個人情報ファイルを作成・公表する義務が適用除外されている理由は、国民の権利利益の侵害が比較的少ないためです。

参考

No. 2	保有個人情報開示請求に係る費用負担について
<p>現行条例の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第21条 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>開示請求手数料を定めていない</u>（徴収していない）。 ● 写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならないとされている。 ⇒写しの作成に要する<u>実費</u>を負担。 <ul style="list-style-type: none"> ・紙を交付する場合…白黒1面：10円、カラー1面：30円 等 ・電磁的記録を交付する場合…CD-R代：80円 等
<p>改正法の関係規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第89条第2項 ・第89条第3項 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体の機関に開示請求をする者は、<u>条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとされている。</u> ● 国からは、開示請求手数料は<u>無料と定めることが可能との見解が示されている。</u> ● 国からは、開示請求手数料の算定内容と重複しない限りにおいて、写しの作成に要する<u>実費を徴収すること</u>が<u>可能との見解が示されている。</u> <p>※【参考：国の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求手数料：一律300円（電子申請の場合200円） ・写しの作成に要する「実費」：徴収していない。
論点	<ul style="list-style-type: none"> ● 開示請求に係る手数料を徴収するか。 ● 従来どおり写しの作成に要する実費を徴収するか。
<p>検討の方向性 (法施行条例骨子)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>従来どおり開示請求手数料は、徴収しないこととする（無料とする）。</u> ⇒第3条第1項 ● <u>従来どおり写しの作成に要する実費を徴収することとする。</u> ⇒第3条第2項 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正法下で、開示請求への対応に係る手続の量や所要時間は変わらない。 ・現行条例下では、開示請求手数料を徴収しておらず、開示請求手数料を導入すれば、<u>県民の負担増加</u>、<u>ひいては県民サービスの低下</u>につながる。 ・<u>情報公開条例上の行政文書開示請求について、手数料を徴収していないこととの整合を図る必要。</u>

	<p>参考</p> <p>＜事務対応ガイド＞（関係箇所の要旨）</p> <p>【6-1-9-1 手数料の額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手数料に関する考え方は、行政機関に関するものと基本的に同じだが、地方公共団体の機関においては、手数料の額は、実費（※1）の範囲内において<u>条例で定めること</u>とされている。 （※1）「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用（通常郵便に加えて、本人限定受取郵便による場合の費用等も含む。）等の費用が含まれる。 ・実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した<u>適当な額</u>とすること（例えば、従量制とすること。）や、<u>手数料を徴収しないこと</u>とすること（<u>手数料の額を無料とすること。</u>）も<u>可能</u>である。 <p>＜Q & A＞（関係箇所の要旨）</p> <p>Q 5-7-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を<u>実費として徴収</u>することはできるか。 <p>A 5-7-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>コピー代や記録媒体の費用等の実費</u>について、開示請求の<u>手数料とは別に徴収することは可能</u>です。なお、法第89条第2項の規定により、地方公共団体の機関における開示請求の手数料は実費の範囲内において<u>条例で定める額</u>とされているところ、<u>実費相当額を重複して徴収</u>することがありません。
--	---

No. 3	行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について⑧
現行条例の規定	<p style="text-align: center;">— (制度なし)</p>
改正法の関係規定 ・第119条第3項 ・第119条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ● 「行政機関等匿名加工情報」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報ファイルを構成する<u>個人情報</u>の全部又は一部を、<u>特定の個人を識別できないように加工して得られる情報</u>であって、当該個人情報^{を復元することができないようにしたもの}。 ● 行政機関等匿名加工情報の提供・利用制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報ファイル(対象人数1,000人以上)を構成する個人情報に係る行政機関等匿名加工情報を、その利用希望者へ提供し、<u>利用させる制度</u>。 ・ 県は、<u>毎年度1回以上</u>、利用希望者からの提案を募集する義務がある。 ・ 利用希望者からの提案書が提出された場合、<u>県は改正法の基準に基づき審査を行い、適当と認められれば、行政機関等匿名加工情報の利用に係る契約を提案者と締結する</u>。 ● 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る者は、<u>条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として</u>、<u>条例で定める額の手数料を納めなければならない</u>。 <p>【実費を勘案して政令で定める額：個人情報保護法施行令（第31条第1項及び第2項）】</p> <p>ア イ以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基本事務（受付、審査等）に対応する額 <u>21,000円</u> ② 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに<u>3,950円</u> <p>※作成に係る業務委託を行う場合、当該委託先に支払う額</p> <p>イ 契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報の利用について、<u>事業の変更に係る契約を再度締結する場合</u> 一律 <u>12,600円</u></p>
論点	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額をどうするか。
検討の方向性 (法施行条例骨子)	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>上記政令で定める手数料額と同額を条例で定める</u>。(県手数料条例に定めることを想定。) <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国からは、行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料については、政令で標準額が示されることから、「これと異なるものを定める場合は、<u>地方公共団体の特殊事情等の合理的な理由が必要</u>」との見解が示されている。

行政機関等匿名加工情報の提供・利用制度に係る手続については、法や事務対応ガイドにより詳細に規定されており、地方公共団体が独自にルールや手続を付加することは想定されず、手数料の算定に当たって勘案すべき本県の特殊事情等も見当たらないため。

<事務対応ガイド> (関係箇所の要旨)

【7-6 手数料等の額】

地方公共団体の機関においては、手数料の額は、行政機関における手数料の額を標準として条例で手数料の額を定める。

(1) 基本事務に対応する金額

行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機関等匿名加工情報の提供など基本事務に対応する手数料として、提案1件当たり21,000円とする(※)。

(※) 行政事務の効率化の観点と、個別の提案に要する事務に応じた公平な負担の観点のバランスを考慮しつつ、政令第31条第1項においては、次の事務を考慮して積算している。

- ・ 提案の審査の事務
- ・ 審査結果等の通知及び契約の締結の事務
- ・ 行政機関等匿名加工情報の提供の事務

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた金額

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たっては、個人情報ファイイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行、成果物の検査等が必要となり、当該作成に必要とされる工数(単位：人時)を見積もり、当該工数に時間単価3,950円を乗じた額とする。

(3) 作成委託をする場合

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、高度かつ専門的な加工を必要とする場合には、その作成を事業者に委託することが考えられる。この委託に当たっては、専門技術を有するエンジニアなどの要員が必要となり、行政機関等において作成するよりも人件費が高額になる蓋然性が高くなると考えられることから、委託先の事業者に対して支払う費用を素費として手数料に加算する。

参考

<Q & A > (関係箇所の要旨)

Q 6-2-1

手数料を条例で定める際にはどのようなことに留意すればよいか。

A 6-2-1

地方公共団体においては、行政機関等匿名加工情報の手数料について政令第31条第4項に規定する額を標準額として条例で定める必要があるところ、同項に規定する標準額と異なるものを定める場合は、地方公共団体の特殊事情や素費の相違等の合理的な理由が必要となることに留意が必要です。

<p>No. 4</p>	<p>個人情報取扱いに係る審議会への諮問について</p>
<p>現行条例の規定 ・ 7条3項8号 ・ 7条5項3号 ・ 8条2項9号 ・ 9条2項3号等</p>	<p>● 以下についての例外的な取扱いを行う場合、あらかじめ県の審議会へ諮問し意見聴取を行った上で、当該例外的な取扱いの可否を判断する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人以外からの収集 ・ 要配慮個人情報の収集 ・ 目的外利用・提供の制度 ・ オンライン結合による提供等
<p>改正法の関係規定 ・ 第129条</p>	<p>● 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき、多く意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、各地方公共団体の審議会等に諮問することができる。</p> <p>● 「特に必要である」場合については、法施行条例で具体的に規定（限定列举）する必要がある。</p> <p>● 「特に必要である」場合（国の想定例 ※事務対応ガイドやQ&Aで示されたもの。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 法施行条例を改廃する場合 ② 個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合 ③ 改正法の範囲内で、地域独自の個人情報保護施策を実施する場合 <p>● 現行条例で審議会への諮問が要件化されている例外的な取扱いの可否について、改正法下では、<u>審議会への諮問を要件とす</u>る条例を定めることは認められない。</p>
<p>論点</p>	<p>● 「特に必要である」場合として、上記国の想定例①～③を法施行条例に定めるか。 （①～③の場合に審議会への諮問を可能としておくか。）</p>
<p>検討の方向性 （法施行条例骨子）</p>	<p>● 上記「特に必要である」場合（国の想定例）のうち、①法施行条例を改廃する場合及び②個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定める場合を法施行条例に規定する。</p> <p>● 上記「特に必要である」場合（国の想定例）のうち、③は定めない。 【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ③で想定される具体例は、法施行条例に規定せずとも、①又は②に包含される。 ・ ③については、現時点では具体的な「地域独自の個人情報保護施策」が想定されない。

<事務対応ガイド> (関係箇所の要旨)

【8-6 地方公共団体に置く審議会等への諮問】

- ・「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。
- ・この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。
- ・令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。
- ・なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めるところも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくとも考えられる。

<Q&A> (関係箇所の要旨)

Q7-1-1

法第129条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要がある」と認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

A7-1-1

- 「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要がある」と認めるときとは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。
- ・定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
 - ・地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
 - ・法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。

Q7-1-2

Q7-1-1の回答にある「定型的な案件の取扱いについて、国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合」として、例えば、法第69条第2項第2号及び第3号に規定する「相当の理由があるとき」に該当するか否かについて、「典型的な事例」について審議会へ諮問し、審議会から答申を得るこ

参考

とは含まれるか。

A 7-1-2

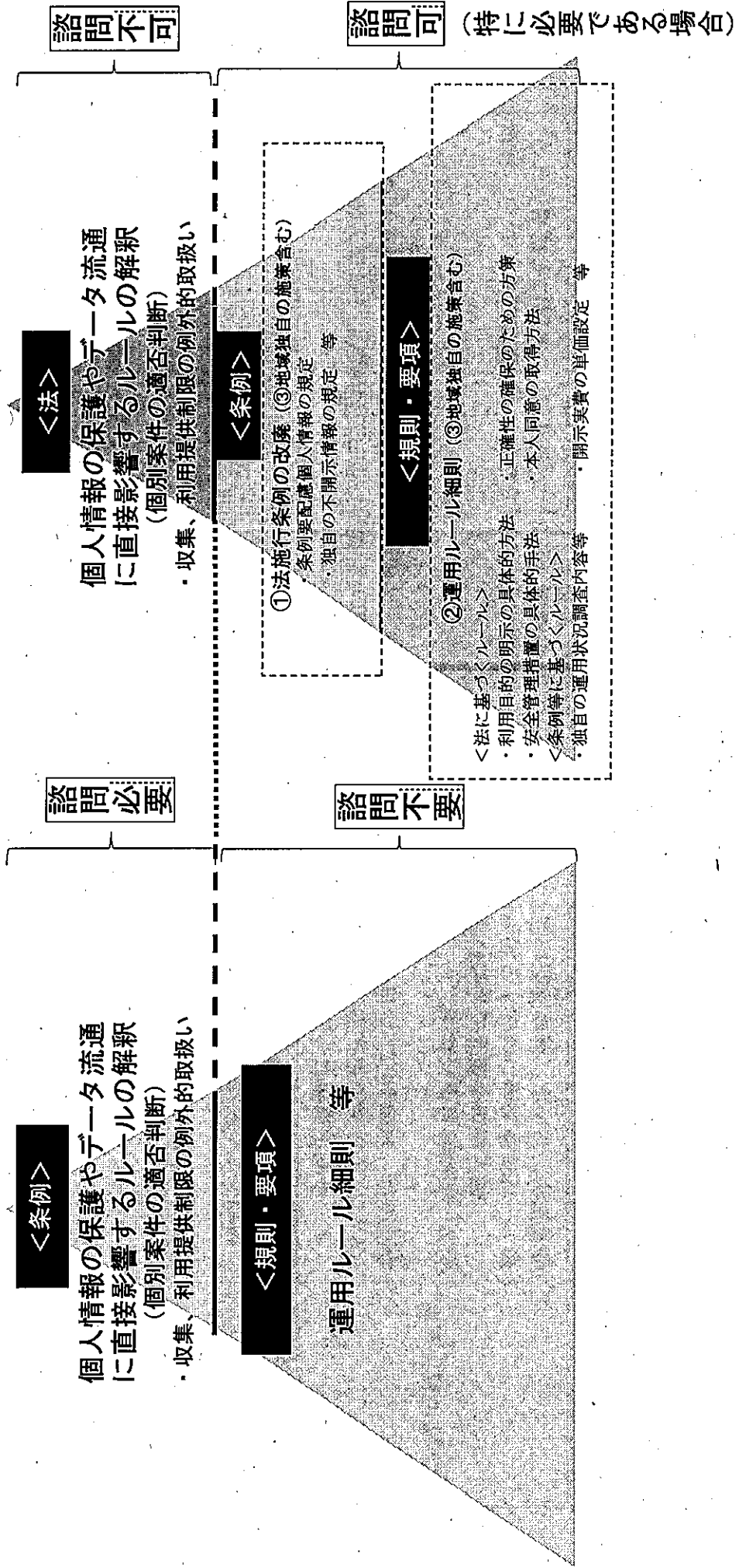
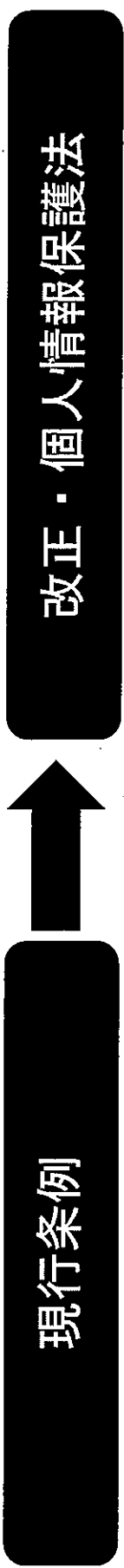
法第69条第2項第2号及び第3号に規定する「相当の理由があるとき」に如何なる事例が該当するか否かについては、これらの条項の法解釈に関する事項であり、法第129条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認める場合」には該当しません。

Q 7-1-1 の回答にある「運用ルールの細則」については、例えば、法令やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条に基づく正確性の確保のための方策、法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合は考えられます。

No.5	熊本県情報公開・個人情報保護審議会の役割について
現行条例の規定 ・第2条各号	<p>●以下①～⑤の役割を規定。</p> <p>①熊本県情報公開条例第19条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。</p> <p>②熊本県個人情報保護条例第6条第4項第4号、第7条第3項第8号及び第5項第3号、第8条第2項第9号並びに第9条第2項第3号の規定により、調査審議し、意見を述べること。</p> <p>③熊本県個人情報保護条例第26条第1項の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。</p> <p>④特定個人情報ファイルの取扱いについて調査審議し、意見を述べること。</p> <p>⑤前各号に掲げる事務のほか、情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項(※1)を調査審議し、意見を述べること。(※2)</p> <p>※1…「重要事項」とは、制度の基本的事項又はその改正等をいう。</p> <p>※2…⑤は、諮問を前提としていない。</p>
改正法における 国の考え方	<p>●審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述については妨げられない。</p> <p>→ 諮問を要件とするものは規定不可。</p>
論点	<p>●上記役割⑤「個人情報の保護に関する重要事項を調査審議し、意見を述べること」を改正又は廃止するか。</p>
検討の方向性 (情報公開・個人情報保護審議会条例)	<p>●「個人情報の保護に関し必要と認めらるる事項を調査し、意見を述べること」に改正する。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県審議会が自発的に行う調査、審議又は意見陳述については妨げられないこととされているため、客観性や公平性の観点から、「重要事項」に該当しない事項についても幅広く審議会の役割を残しておくことが望ましい。
参考	<p><Q & A> (関係箇所の要旨)</p> <p>Q 7-1-3 法施行条例において、審議会等が諮問に基づかずに行う調査、審議又は意見陳述に関する規定を設けることは可能か。</p> <p>A 7-1-3 法第129条は審議会等に対して地方公共団体の機関が行う諮問について規定するものであり、地方公共団体が附属機関等として設置する審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではありません。ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない点に留意する必要があります。</p>

No. 6	行政機関等匿名加工情報等の行政文書開示請求における取扱いについて
現行条例の規定	<p style="text-align: center;">— (規定なし)</p>
改正法の関係規定	<p>●改正法において、行政機関等匿名加工情報（※1）の提供制度（※2）が創設され、<u>本県にも適用される。</u></p> <p>※1…行政機関等が保有する個人情報、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報。</p> <p>※2…別添参考資料参照。</p> <p>●国では、非識別加工情報（行政機関等匿名加工情報の前身）の提供制度が導入された際、<u>情報公開法</u>において、①非識別加工情報及びその作成時に削除した特定の個人を識別できる記述等若しくは個人識別符号を、<u>不開示情報として追加。</u></p> <p>●<u>本県情報公開条例</u>の不開示情報に、①行政機関等匿名加工情報及び②その作成時に削除した特定の個人を識別できる記述等若しくは個人情報符号を<u>追加する</u>か。</p>
論点	<p>●<u>不開示情報に追加する。</u></p> <p>【理由】</p> <p>①行政機関等匿名加工情報については、個人情報保護法において提供の仕組み（審査、契約、手数料納付等）が設けられており、<u>他の手続により提供されることがないよう</u>にするため。</p> <p>②作成時に削除した特定の個人を識別できる記述等若しくは個人識別符号については、それを公にする<u>と行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがある</u>ため。</p>
検討の方向性 (情報公開条例)	<p>●<u>不開示情報に追加する。</u></p> <p>【理由】</p> <p>①行政機関等匿名加工情報については、個人情報保護法において提供の仕組み（審査、契約、手数料納付等）が設けられており、<u>他の手続により提供されることがないよう</u>にするため。</p> <p>②作成時に削除した特定の個人を識別できる記述等若しくは個人識別符号については、それを公にする<u>と行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがある</u>ため。</p>
参考	<p><意見に対する考え方></p> <p>行政機関情報公開法において、行政機関等匿名加工情報を不開示情報としているのは、行政機関等匿名加工情報は法律第5章第5節において提供の仕組みが設けられており<u>他の手続により提供されることがないよう</u>にするためであり、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号を不開示情報としているのは、公にすると行政機関等匿名加工情報の取扱いに対する国民の信頼を害するおそれがあるためです。</p>

● 個人情報の取扱いに係る審議会への諮問について (イメージ図)



●熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例（審議会条例）の改正イメージ

No.	審議会 条例	役割 (情報公開に関するものを除く)	諮問の根拠規定		国からの説明
			現行	改正法	
①	第2条 第2号	個人情報の取扱いに係る調査審 議・意見陳述 (収集や目的外提供の制限 等)	個人情報保 護条例第6 条～第9条	法第129条 法施行条例 第9条	<ul style="list-style-type: none"> 特に必要であると認める場合のみ諮問可能。 (改正法第129条に係る論点参照。) 個別案件における個人情報の取扱いについて、 類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を条例 で定めることは認められない。 法第129条は、審議会等に対して地方公共団体の 機関が行う諮問について規定するものであり、 審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳 述を妨げるものではない。
②	第2条 第5号	個人情報の保護に関する重要事項 に係る調査審議・意見陳述	※諮問を前 提としない	※諮問を前 提としない	<ul style="list-style-type: none"> ※審議会が行う自発的な調査、審議又は意見陳述 について引き続き規定することは可能。
③	第2条 第3号	開示決定等に対する審査請求に係 る諮問に対する調査審議・答申	個人情報保 護条例第26 条第1項	法第105条 第3項	<ul style="list-style-type: none"> 条例で設置している審査会等については、設置 条例等の改正により、法の開示決定等に係る審 査請求の諮問を受ける機関として位置づけるこ とで、引き続き当該機関を活用可能。
④	第2条 第4号	特定個人情報保護評価	特定個人情報保護評価規 則第7条第4項		※変更（影響）なし

改正案 (審議会案例2案)	
条文	内容
2号 (諮問が前提)	<p>熊本県個人情報保護法施行条例第〇条の規定による諮問に応じ、調査審議し、答申すること。</p>
5号 (諮問を前提としない)	<p>情報公開に関する重要事項を調査審議し、意見を述べること。</p>
6号 (諮問を前提としない)	<p>前各号に掲げる事務のほか、個人情報保護の保護に関する事項について、調査し、意見を述べること。</p>

現行 (審議会案例2案)	
条文	内容
2号 (諮問が前提)	<p>熊本県個人情報保護条例第6条第4項第4号、第7条第3項第8号及び第5項第3号、第8条第2項第9号並びに第9条第2項第3号の規定により、調査審議し、意見を述べること。</p>
5号 (諮問を前提としない)	<p>前各号に掲げる事務のほか、情報公開及び個人情報(熊本県個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。第9条第5項において同じ。)の保護に関する重要事項を審議し、意見を述べること。</p>

- 個別案件における個人情報の取扱い
 - ・ 収集の制限
 - ・ 目的外利用提供の制限
 - ・ オンライン結合による提供制限

- 情報公開に関する重要事項
 - ・ 基本的事項
 - ・ 個人情報保護条例の改正等

- 個人情報に関する重要事項
 - ・ 基本的事項
 - ・ 条例改正 等

- 「特に必要である」場合
 - ・ 法施行条例の改廃
 - ・ 運用ルールの細則

- 情報公開に関する重要事項
 - ・ 基本的事項
 - ・ 条例改正 等

- 個人情報保護に関して必要であると認める事項

情個審答申第 号
令和4年(2022年) 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県情報公開・個人情報保護審議会
会長 馬場 啓個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度に係る対応に
ついて(答申)令和4年(2022年)6月9日付け県情文第75号で諮問があったこのことについて、
下記のとおり答申します。

記

個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)の改正等に伴う個人情報保護制度に
係る対応の方向性(別紙)について、適当と認められる。なお、別紙2(2)及び(3)については、審議会における審議を踏まえ、実施機関に
より方向性の修正が行われたものである。

また、別紙2(1)に関連して、以下のとおり意見を述べる。

【意見】(別紙2(1)「条例要配慮個人情報の規定について」)

法第2条第3項では、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪に
より害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じない
ようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人
情報を「要配慮個人情報」と定義している。また、法第60条第5項では、要配慮個人情報を除き、地域の特性その他の事情に
応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱い
に特に配慮を要する個人情報がある場合には、必要に応じて当該個人情報を「条例要
配慮個人情報」として条例で定めることができるとされている。地域の特性として、本県では、水俣病やハンセン病に関する誤った知識等により、
個人に対する不当な差別や偏見がもたらされるなどの問題が存在し、今もなお、その
解消に向けた取組みが続けられている。そのため、水俣病やハンセン病に関する個人
情報は、それが不適切に取り扱われた場合、個人に対してより大きな不利益を生じさ
せ得るものであり、個人情報の中でも、特に取扱いに配慮を要するものと言うべきで
ある。「病歴」等を含む個人情報については、「要配慮個人情報」に該当するため、重ねて
「条例要配慮個人情報」に定めることは、法では予定されていない。そのため、水俣
病やハンセン病に関する個人情報を「条例要配慮個人情報」に規定しないとする方向
性とせざるを得ない。しかしながら、実施機関においては改正法の趣旨を踏まえつつ、
このような地域の特性を十分理解した上で制度の運用を図るべきである。

個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）の改正等に伴う 個人情報保護制度に係る対応の方向性

1 「条例で定める必要があるとされている事項」について

- (1) 保有個人情報開示請求に係る費用負担について
 - ・開示請求手数料を無料とすることを定める。
 - ・写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないことを定める。
- (2) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料について
 - ・法施行令で定める額と同額を手数料額と定める。

2 「必要に応じて条例で定めることができるとされている事項」について

- (1) 「条例要配慮個人情報」の規定について
 - ・「条例要配慮個人情報」は規定しない。
- (2) 保有個人情報の管理に係る帳簿の作成及び公表について
 - ・「個人情報登録対象事務登録簿」及び「個人情報ファイル簿」に係る規定は定めない。
 - ・ただし、法定でない1,000人未満の「個人情報ファイル簿」を作成し、公表する。
- (3) 保有個人情報（自己情報）開示請求に係る不開示（開示）情報について
 - ・熊本県情報公開条例第7条第2号ウに掲げる情報のうち、職務遂行情報に係る公務員の氏名（警察職員等の氏名を除く）の開示を条例に定める（明文化）。
- (4) 保有個人情報（自己情報）開示請求の手續（決定期間等）について
 - ・保有個人情報の開示請求に係る決定等の期限を15日以内と定める。
 - ・事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることを定める。
 - ・開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、45日以内にその全てについて開示決定等することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合の特例を定める。
 - ・開示請求書には、法に規定される事項のほか、県の機関等が定める事項を記載することを定める。
- (5) 審議会答申の尊重義務について
 - ・審査請求に係る諮問に対する審議会の答申について、実施機関の尊重義務を定める。
- (6) 個人情報の取扱いに係る審議会への諮問について
 - ・審議会への諮問を可能とする具体的事項（特に必要であると認める場合）として、①法の施行条例の改正及び②運用ルールの細則の設定を定める。

3 その他の重要な事項について

(1) 熊本県情報公開・個人情報保護審議会の役割について

- ・ 審議会が自発的に調査、審議を行うことが可能な事項として、個人情報の保護に関して必要であると認める事項を定める。

(熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例の改正)

(2) 行政機関等匿名加工情報等の開示請求制度における取扱いについて

- ・ 行政文書開示請求制度において、行政機関等匿名加工情報及びその作成時に削除した特定の個人を識別できる記述等若しくは個人識別符号を不開示情報として定める。

(熊本県情報公開条例の改正)

